



最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成29年9月6日

長崎労働局長 小玉 剛

第4号中「1時間715円」を「1時間737円」に改める。